

中国税務速報

2015年5月20日

●1 1) 輸出企業の輸出税還付（免除）申告における書面による輸出貨物通関申告書の提供免除に関する公告

国家税務総局は2015年4月28日付で「輸出企業の輸出税還付（免除）申告における書面による輸出貨物通関申告書の提供免除に関する公告」（国家税務総局公告2015年第26号）を公布しました。

本公告は、輸出企業あるいはその他企業が輸出税還付（免除）その他関連業務を申請する際に、書面による輸出貨物通関申告書の提供を免除し、税関輸出通関申告書の電子情報に対応する項目の記入を行うことに改めることを規定しました。但し、輸出港税還付政策を適用する貨物を申告する場合を除きます。主管税務機関は、書面による通関申告書を免除した輸出税還付（免除）の申請を認可するにあたって、企業の申告データと、それに対応する税関輸出貨物通関申告書の電子データを照合しなければならず、誤りがないことを確認した後に受理することができます。

本公告は2015年5月1日以降に税関輸出通関申告書の電子情報に明記される輸出日を基準とします。以降輸出される貨物に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1590789/content.html>

2) 輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）の印刷の取消しに関する公告

税関総署は2015年4月22日付で「輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）の印刷の取消しに関する公告」（税関総署公告2015年第14号）を公布しました。

本公告は、2015年5月1日以降に輸出される貨物に対し、税関は書面による輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）を発行せず、かつ国家税務総局に対し輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）の関連する電子データを伝送することを停止し、税関総署が国家税務総局に対し輸出通関申告書の通関完結情報に係る電子データを伝送することに改めることを決定しました。輸出港税還付政策を適用する輸出貨物は除かれます。

2015年4月30日以前の輸出貨物については、企業は5月1日から5月31日まで税関において書面による輸出貨物通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）を印刷し、書面による輸出通関申告書証明綴り（輸出還付税専用）を従来発行していたシステムについて6月1日から稼働を停止しなければなりません。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info737880.htm>

●2 『非居住者企業所得税査定徴収管理弁法』等文書の改訂に関する公告

財政部と国家税務総局は2015年4月17日付で『「非居住者企業所得税査定徴収管理弁法」等文書の改訂に関する公告』（国家税務総局公告2015年第22号）を公布しました。

主たる改訂は以下の通りです。

- (一) 「非居住者企業所得税査定徴収管理弁法」（国税発2010年19号）第九条について、主管税務機関は速やかに非居住者企業に「非居住者企業所得税徴収方式鑑定表」を送付し、一方、非居住者企業は同税務機関から届いた同「鑑定表」の記入を10営業日以内に完成させ、主管税務機関に提出しなければなりません。主管税務機関は同「鑑定表」を受理した後20営業日以内に本徴収方式の確認業務を完成させることが求められます。同時に、「鑑定表」に対し、次のとおり改訂を行いました。
- (二) 「国外登録の中国資本による居住者企業所得税管理弁法（試行）」（国家税務総局公告2011年第45号）第五条について、本弁法の主管税務機関とは、国外登録中国資本による居住者企業の中国国内主要投資者の登録地にある主管税務機関を指すことを明確にしました。

- (三) 「非居住者企業による持分譲渡の特殊税務処理適用に関連する問題についての公告」(国家税務総局公告 2013 年第 72 条)について、以下の改訂が加わりました。「非居住者企業による持分譲渡の特殊税務処理適用として届出た後、同適用要件を満たさないと調査により認定された場合には、原則税務処理に基づき、企業所得税を納付することになります。届出が行われていない場合には、主管税務機関が本公告の第二、三条の規定により、届出手続きを行うべきです。

本公告は 2015 年 6 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1577578/content.html>

●3 1) 一部製品に係る輸出関税の見直しに関する国务院関税税則委員会の通知

国务院関税税則委員会は 2015 年 4 月 14 日付けで「一部製品に係る輸出関税の見直しに関する国务院関税税則委員会の通知」(税委会(2015)3 号)を公布しました。

本通知の規定は以下の通りです。

- (一) 鋼鉄顆粒粉末、レアアース、タングステン、モリブデン等の製品の輸出関税を取り消します。
- (二) アルミニウム加工材等の製品の輸出についてゼロ税率を実施します。
- (三) 以上の見直しは 2015 年 5 月 1 日から施行されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201504/t20150423_1221830.html

2) 一部製品に係る輸出関税の見直しに関する公告

上記通知に基づき、税関総署は 2015 年 4 月 29 日付けで「一部製品に係る輸出関税の見直しに関する公告」(総署公告(2015)16 号)を公布しました。

当該公告の内容は上記(1)と同じです。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info738751.htm>

●4 奨励類外商投資企業のプロジェクト許認可撤廃後の後続業務遂行に関する商務部の通知

商務部は 2015 年 4 月 13 日付けで「奨励類外商投資企業のプロジェクト許認可撤廃後の後続業務遂行に関する商務部の通知」(商務函(2015)160 号)を公布しました。

本通知は外商投資奨励類プロジェクトに対し、商務主管部門は「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の発行、そして企業の免税輸入設備リストの査定をせず、企業に批准証書を発行する前に、関連情報を全外商投資管理情報システムに記録することを規定しました。情報に変更があった場合でもシステムに記録する必要があります。

本通知は公布日から施行されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201504/20150400947105.shtml>

●5 自由貿易試験区における外商投資届出管理弁法(試行)

商務部は 2015 年 4 月 8 日付けで「自由貿易試験区における外商投資届出管理弁法(試行)」(商務部公告 2015 年第 12 号)を公布しました。

外国投資家による自由貿易試験区でのネガティブリスト以外の領域への投資、外商投資企業の設立、変更(以下「投資実施」と総称します)及び契約・定款の届出は、本弁法を適用します。本弁法は、本弁法を適用する企業の投資実施の届出手段のプロセス、届出先の監督審査内容及び法律法規に違反したことが発覚した場合の対応策を規定しました。

本弁法は発布日から 30 日後に実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201504/20150400946303.shtml>